



栃木県公報

令和 8 (2026)年
3月31日(火)
号 外
第 20 号

目 次

規 則

- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正..... 1
- 職員住宅管理規則の一部改正..... 2
- 栃木県庁舎地下駐車場管理規則の一部改正..... 2
- 栃木県医療法施行細則の一部改正..... 3
- 栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部改正..... 9
- 食品衛生法施行細則の一部改正..... 10
- 栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の廃止..... 10

訓 令

- 那須八幡県有地の維持及び管理に関する要綱の一部改正..... 11
- 栃木県県有車両管理等規程の一部改正..... 12

合 同 訓 令

- 栃木県職員安全衛生管理規程の一部改正..... 14

規 則

栃木県規則第10号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年栃木県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲等) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(市町村が処理する事務の範囲等) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
1～9 略		1～9 略	
10 特例条例別表 第 1 の 29 の 9 の 項第 4 号に規定 する規則に基づ く事務であって 別に規則で定め るもの	略	10 特例条例別表 第 1 の 29 の 6 の 項第 4 号に規定 する規則に基づ く事務であって 別に規則で定め るもの	略
11 特例条例別表 第 1 の 29 の 10 の	略	11 特例条例別表 第 1 の 29 の 7 の	略

項第14号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの		項第14号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	
12 特例条例別表第1の29の11の項第19号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略	12 特例条例別表第1の29の8の項第19号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略
13～19 略		13～19 略	
20 特例条例別表第1の37の項第130号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略	20 特例条例別表第1の37の項第120号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略
21～25 略		21～25 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県規則第11号

職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

職員住宅管理規則の一部を改正する規則

職員住宅管理規則（昭和41年栃木県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入居資格) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて、同項各号に掲げる条件を備えるものは、職員住宅に入居することができるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 民間企業等に現に雇用され、かつ、県に常時勤務する者であつて、知事が適当と認めるもの</u>	(入居資格) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて、同項各号に掲げる条件を備えるものは、職員住宅に入居することができるものとする。 (1)・(2) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(職員厚生課)

栃木県規則第12号

栃木県庁舎地下駐車場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県庁舎地下駐車場管理規則の一部を改正する規則

栃木県庁舎地下駐車場管理規則（平成19年栃木県規則第72号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料の額等) 第 5 条 略 2 地下駐車場の使用料は、地下駐車場から出場するときに_____納入するものとする。	(使用料の額等) 第 5 条 略 2 地下駐車場の使用料は、地下駐車場から出場するときに <u>現金</u> で納入するものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(管財課)

栃木県規則第13号

栃木県医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県医療法施行細則の一部を改正する規則

栃木県医療法施行細則（昭和51年栃木県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																			
(申請書等の様式及び部数) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事項に関する書類等の様式及び提出部数は、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。	(申請書等の様式及び部数) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事項に関する書類等の様式及び提出部数は、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 項</th> <th style="width: 30%;">様 式</th> <th style="width: 40%;">提 出 部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 令第4条第1項、<u>第3項及び第4項並びに令第4条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所開設許可（届出）</u>、<u>オンライン診療受診施設設置届出事項中一部変更届</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7の2 略</td> </tr> <tr> <td>8 <u>法第8条第1項の規定による診療所開設届</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>9 <u>法第8条第1項の規定による助産所開設届</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>9の2 <u>法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設設置届</u></td> <td style="text-align: center;">第9号の2 様式</td> <td style="text-align: center;">1部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10～12 略</td> </tr> <tr> <td>12の2 <u>法第8条の2第2項の規定によるオンライン診療受診施設休止又は再開届</u></td> <td style="text-align: center;">第12号の2 様式</td> <td style="text-align: center;">1部</td> </tr> <tr> <td>12の3 <u>法第9条第1項の規定によるオンライン診</u></td> <td style="text-align: center;">第12号の3 様式</td> <td style="text-align: center;">1部</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	様 式	提 出 部 数	1～6 略			7 令第4条第1項、 <u>第3項及び第4項並びに令第4条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所開設許可（届出）</u> 、 <u>オンライン診療受診施設設置届出事項中一部変更届</u>	略	略	7の2 略			8 <u>法第8条第1項の規定による診療所開設届</u>	略	略	9 <u>法第8条第1項の規定による助産所開設届</u>	略	略	9の2 <u>法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設設置届</u>	第9号の2 様式	1部	10～12 略			12の2 <u>法第8条の2第2項の規定によるオンライン診療受診施設休止又は再開届</u>	第12号の2 様式	1部	12の3 <u>法第9条第1項の規定によるオンライン診</u>	第12号の3 様式	1部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 項</th> <th style="width: 30%;">様 式</th> <th style="width: 40%;">提 出 部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 令第4条第1項及び第3項_____並びに令第4条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所開設許可（届出）_____事項中一部変更届</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7の2 略</td> </tr> <tr> <td>8 法第8条_____の規定による診療所開設届</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>9 法第8条_____の規定による助産所開設届</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10～12 略</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	様 式	提 出 部 数	1～6 略			7 令第4条第1項及び第3項_____並びに令第4条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所開設許可（届出）_____事項中一部変更届	略	略	7の2 略			8 法第8条_____の規定による診療所開設届	略	略	9 法第8条_____の規定による助産所開設届	略	略	10～12 略		
事 項	様 式	提 出 部 数																																																		
1～6 略																																																				
7 令第4条第1項、 <u>第3項及び第4項並びに令第4条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所開設許可（届出）</u> 、 <u>オンライン診療受診施設設置届出事項中一部変更届</u>	略	略																																																		
7の2 略																																																				
8 <u>法第8条第1項の規定による診療所開設届</u>	略	略																																																		
9 <u>法第8条第1項の規定による助産所開設届</u>	略	略																																																		
9の2 <u>法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設設置届</u>	第9号の2 様式	1部																																																		
10～12 略																																																				
12の2 <u>法第8条の2第2項の規定によるオンライン診療受診施設休止又は再開届</u>	第12号の2 様式	1部																																																		
12の3 <u>法第9条第1項の規定によるオンライン診</u>	第12号の3 様式	1部																																																		
事 項	様 式	提 出 部 数																																																		
1～6 略																																																				
7 令第4条第1項及び第3項_____並びに令第4条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所開設許可（届出）_____事項中一部変更届	略	略																																																		
7の2 略																																																				
8 法第8条_____の規定による診療所開設届	略	略																																																		
9 法第8条_____の規定による助産所開設届	略	略																																																		
10～12 略																																																				

療受診施設廃止届			
13 略			13 略
13の2 法第9条第2項の 規定によるオンライン診 療受診施設設置者死亡又 は失踪届	第13号の2 様式	1部	
14~53 略			14~53 略
2 略			2 略

第6号様式中

7 助産所については、嘱 託医師の住所及び氏名並 びに嘱託する病院又は診 療所の所在地及び名称 〔嘱託した旨の書類等 を添付すること。〕	嘱託医師	住 所	
		氏 名	
	嘱託する病院 又は診療所	所在地	
		名 称	

を

7 助産所については、嘱 託医師の住所及び氏名並 びに嘱託する病院又は診 療所の所在地及び名称 〔嘱託した旨の書類等 を添付すること。〕	嘱託医師	住 所	
		氏 名	
	嘱託する病院 又は診療所	所在地	
		名 称	
8 病院又は診療所につい ては、オンライン診療を 行うときはその旨			

に改

める。

「開設者住所 氏名」を 「開設（設置）者住所 氏名」に、

「病院（診療所、助産所）開設許可（届出）事項中一部変更届」を
「病院（診療所、助産所）開設許可（届出）事項中一部変更届 に、
オンライン診療受診施設設置届出 」
「次のとおり開設許可（届出）事項を変更したので届け出ます。」を
「次のとおり 開設許可（届出） 設置届出 事項を変更したので届け出ます。」に、

1 病院（診療所、助産所） の名称	
----------------------	--

を

1 病院（診療所、助産所） 又はオンライン診療受診施設 の名称		に、
---------------------------------------	--	----

2 開 設 の 場 所	を	2 開設（設置）の場所	に、
-------------	---	-------------	----

3 開設許可（届出）年月日 及び許可指令番号		を
---------------------------	--	---

3 開設許可（届出）年月日 及び許可指令番号又は設置 届出年月日		に改
--	--	----

める。

第 8 号様式中

16 開 設 年 月 日	年 月 日	を
--------------	-----------------	---

16 開 設 年 月 日	年 月 日	に改
17 オンライン診療を行う ときはその旨		

める。

第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第9号の2様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

設置者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので届け出ます。

1 施設 の 名 称	
2 設 置 の 場 所	電話
3 敷 地 の 面 積 (平面図は別に添えること。)	m ²
4 建 物 の 構 造 概 要 (平面図は別に添えること。)	
(法人の場合) 5 定 款、寄 付 行 為 又 は 条 例	
(法人の場合) 6 管 理・運 営 責 任 者 の 氏 名・連 絡 先	電話
7 設 置 年 月 日	年 月 日

備考

車両を届け出る場合は、次によること。

- (1) 「設置の場所」の欄には、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。
- (2) 「敷地の面積」の欄には、記載が不要であること。
- (3) 「建物の構造概要」の欄には、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

第12号様式の次に次の2様式を加える。

第12号の2様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

設置者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

オンライン診療受診施設休止(再開)届

次のとおりオンライン診療受診施設を休止(再開)したので届け出ます。

1	施設	の	名	称	
2	設	置	の	場	所
					電話
3	休	止	(再	開)
			年	月	日
4	休止の場合	再	開	予	定
		年	月	日	
		理	由		

第12号の3様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

設置者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

オンライン診療受診施設廃止届

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので届け出ます。

1 施設 の 名 称	
2 設 置 の 場 所	電話
3 廃 止 年 月 日	年 月 日
4 廃 止 の 理 由	

第13号様式の次に次の1様式を加える。

第13号の2様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

届出義務者住所
氏 名

設置者との関係

オンライン診療受診施設設置者死亡(失踪)届

次のとおり設置者が死亡した(失踪宣告を受けた)ので届け出ます。

1 設置者	住 所	
	氏 名	
2 オンライン診療受診施設の名称		
3 設 置 の 場 所		
4 死 亡 (失 踪 宣 告) 年 月 日		年 月 日
5 備 考		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県規則第14号

栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成17年栃木県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期間の計算方法)</p> <p>第11条 条例第11条の規定により返還等債務を免除する場合の業務(条例第3条第1項又は第3項に係る借受者にあつては、同条第1項に定める業務に限る。以下この条及び第17条において同じ。)に従事した期間(条例第3条第2項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第10条第2号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。)の計算は、月数によるものとする。</p>	<p>(期間の計算方法)</p> <p>第11条 条例第11条の規定により返還等債務を免除する場合の業務(条例第3条第1項又は第3項に係る借受者にあつては、同条第1項に定める業務に限る。以下この条及び第17条において同じ。)に従事した期間(条例第3条第2項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第10条第2号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。)の計算は、月数によるものとする。<u>この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間(業務上の災害又は通勤による災害</u></p>

2 前項の場合において、当該業務に従事した期間中に次に掲げる期間があるときは、当該業務に従事した期間から、次に掲げる期間の開始する日の属する月の翌月から当該期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(1) 休職の期間（業務上の災害又は通勤による災害に起因する期間を除く。）

(2) 停職の期間

(3) 育児、介護その他の理由で知事が定めるものにより修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる期間

に起因する休職の期間を除く。）があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(医療政策課)

栃木県規則第15号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和32年栃木県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「自動販売機」の次に「、全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

改める。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(医薬・生活衛生課)

栃木県規則第16号

栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成19年栃木県規則第54号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
- 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年栃木県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 （第 3 条、第 4 条関係）		別表第 1 （第 3 条、第 4 条関係）	
条 例 等	規 定	条 例 等	規 定
略		略	
栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）	略	栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）	略
		栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成19年栃木県規則第54号）	<u>第27条</u>

(立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

- 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年栃木県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1	次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(30) 略	1	次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(30) 略 <u>(31) 栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成19年栃木県規則第54号）第28条第 1 項</u>
2	略	2	略

(行政改革 I C T 推進課)

訓 令

栃木県訓令第 7 号

本 庁
出先機関

那須八幡県有地の維持及び管理に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

那須八幡県有地の維持及び管理に関する要綱の一部を改正する訓令

那須八幡県有地の維持及び管理に関する要綱（昭和39年栃木県訓令第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理)</p> <p>第2条 県有地の管理については、<u>経営管理部財産活用課長</u>を総括管理者とし、環境森林部森林整備課長を管理者とし、県北環境森林事務所長を副管理者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(委員会の組織等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員会の庶務は、<u>経営管理部財産活用課</u>において処理する。</p>	<p>(管理)</p> <p>第2条 県有地の管理については、<u>経営管理部管財課長</u>を総括管理者とし、環境森林部森林整備課長を管理者とし、県北環境森林事務所長を副管理者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(委員会の組織等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員会の庶務は、<u>経営管理部管財課</u>において処理する。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県訓令第8号

本 庁
出先機関

栃木県県有車両管理等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県県有車両管理等規程の一部を改正する訓令

栃木県県有車両管理等規程（昭和55年栃木県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 専任車両 <u>経営管理部財産活用課</u>（以下「<u>財産活用課</u>」という。）において管理する県有車両のうち、専ら自動車運転の業務に従事する職員が配置されている自動車をいう。</p> <p>(5) 共用車両 <u>財産活用課</u>において管理する県有車両のうち、専任車両以外の自動車をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(配車の要求)</p> <p>第8条 専任車両の使用を必要とする者（以下「申込者」という。）は、乗車定員が10人以下の自動車にあつては使用しようとする日の1週間前までに、乗車定員が10人を超える自動車にあつては使用しようとする日の1箇月前までに口頭をもって<u>財産活用課長</u>に配車の申込みをし、使用しようとする日の2日前までに配車要求書（別記様式第1号）を<u>財産活用課長</u>に提出することにより、配車の要求をしなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 専任車両 <u>経営管理部管財課</u>（以下「<u>管財課</u>」という。）において管理する県有車両のうち、専ら自動車運転の業務に従事する職員が配置されている自動車をいう。</p> <p>(5) 共用車両 <u>管財課</u>において管理する県有車両のうち、専任車両以外の自動車をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(配車の要求)</p> <p>第8条 専任車両の使用を必要とする者（以下「申込者」という。）は、乗車定員が10人以下の自動車にあつては使用しようとする日の1週間前までに、乗車定員が10人を超える自動車にあつては使用しようとする日の1箇月前までに口頭をもって<u>管財課長</u>に配車の申込みをし、使用しようとする日の2日前までに配車要求書（別記様式第1号）を<u>管財課長</u>に提出することにより、配車の要求をしなければならない。</p>

- 2 前項の配車の要求は、財産活用課長が緊急やむを得ない事情があると認める場合は、同項の期限を経過した後においてもすることができる。
- 3 第1項の配車要求書は、財産活用課長が配車要求書の提出を要しないと認めるときは、提出することを要しない。

(配車の決定)

第9条 財産活用課長は、前条の配車の要求が適当と認めるときは、使用させる自動車及び運転者を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

(旅費の負担区分)

第10条 専任車両の運転者の旅費は、財産活用課の負担とする。

(運転の記録及び報告)

第12条 運転者は、県有車両の使用を終了したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 車両番号
- (2) 運転者の氏名
- (3) 使用した年月日
- (4) 使用した区間
- (5) 走行距離及び帰庁時の走行距離計の数値
- (6) 給油量
- (7) 車両の異常の有無
- (8) 酒気帯びの有無の確認の結果
- (9) その他運転の状況を把握するため必要な事項

2 安全運転管理者又は安全運転管理担当者は、前項の規定による記録を月ごとに取りまとめ、その月の翌月10日までに、車両管理責任者に報告しなければならない。

(本庁借上車の使用)

第15条 財産活用課において栃木県行政組織規程第3条に規定する本庁の課及び室の業務の用に供するため調達する借上車（以下「本庁借上車」という。）の使用は、第8条の配車の要求があった場合において、専任車両を使用することができないとき又は専任車両の使用が不相当であると認められるときに限るものとする。

(本庁借上車の使用手続)

第16条 財産活用課長は、本庁借上車の使用を適当と認めるときは、乗車証（別記様式第2号）に所要の事項を記入し、当該乗車証を申込者に交付させるものとする。この場合において、財産活用課長は借上車使用簿（別記様式第3号）により、その使用状況を把握するものとする。

2 略

- 2 前項の配車の要求は、管財課長が緊急やむを得ない事情があると認める場合は、同項の期限を経過した後においてもすることができる。
- 3 第1項の配車要求書は、管財課長が配車要求書の提出を要しないと認めるときは、提出することを要しない。

(配車の決定)

第9条 管財課長は、前条の配車の要求が適当と認めるときは、使用させる自動車及び運転者を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

(旅費の負担区分)

第10条 専任車両の運転者の旅費は、管財課の負担とする。

(運転記録簿)

第12条 運転者は、運転状況を運転記録簿（別記様式第2号）又は運転月報（別記様式第3号）に記入し、運転記録簿にあつては翌日までに、運転月報にあつては当該月の終了後直ちに車両管理責任者に提出しなければならない。

(本庁借上車の使用)

第15条 管財課において栃木県行政組織規程第3条に規定する本庁の課及び室の業務の用に供するため調達する借上車（以下「本庁借上車」という。）の使用は、第8条の配車の要求があった場合において、専任車両を使用することができないとき又は専任車両の使用が不相当であると認められるときに限るものとする。

(本庁借上車の使用手続)

第16条 管財課長は、本庁借上車の使用を適当と認めるときは、乗車証（別記様式第4号）に所要の事項を記入し、当該乗車証を申込者に交付させるものとする。この場合において、管財課長は借上車使用簿（別記様式第5号）により、その使用状況を把握するものとする。

2 略

(出先機関における借上車の使用手続等)
第19条 第16条及び第17条の規定は、出先機関における借上車の使用手続等について準用する。この場合において、第16条第1項中「財産活用課長」とあるのは、「出先機関の長」と読み替えるものとする。
 2 略

(出先機関における借上車の使用手続等)
第19条 第16条及び第17条の規定は、出先機関における借上車の使用手続等について準用する。この場合において、第16条第1項中「管財課長」とあるのは、「出先機関の長」と読み替えるものとする。
 2 略

別記様式第1号中「管財課」を「財産活用課」に、

課長補佐 (総括)	管理担当 リーダー	技 査 (主任)	を	総括補佐	担 当 リーダー	担 当	に改める。
--------------	--------------	-------------	---	------	-------------	-----	-------

別記様式第2号及び別記様式第3号を削り、別記様式第4号を別記様式第2号とし、別記様式第5号中「管財課長」を「財産活用課長」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(管財課)

合 同 訓 令

栃 木 県
 栃木県人事委員会
 栃木県監査委員訓令第1号
 栃 木 県 議 会
 栃木県教育委員会

本 庁
 出 先 機 関
 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 学 校 以 外 の 教 育 機 関

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃 木 県 知 事	福 田 富 一
栃 木 県 議 会 議 長	池 田 忠
栃木県人事委員会委員長	茂 呂 和 巳
栃木県代表監査委員	森 澤 隆
栃木県教育委員会教育長	中 村 千 浩

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県職員安全衛生管理規程（昭和60年栃木県・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県議会・栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県安全衛生委員会の構成及び委員の選任) 第21条 県安全衛生委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 略 (2) 経営管理部財政課長、人事課長、職員厚生課長及び <u>財産活用課長</u> 、宇都宮県税事務所長、宇	(県安全衛生委員会の構成及び委員の選任) 第21条 県安全衛生委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 略 (2) 経営管理部財政課長、人事課長、職員厚生課長及び <u>管財課長</u> 、宇都宮県税事務所長、宇

都宮土木事務所長並びに教育委員会事務局学校
安全課長の職にある者
(3)・(4) 略
2・3 略

都宮土木事務所長並びに教育委員会事務局学校
安全課長の職にある者
(3)・(4) 略
2・3 略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(職員厚生課)